

郵便入札手引き

1 郵便入札とは

郵便により入札書を送付する入札方法を言います。

なお今回は、郵送によるほか、直接持参も可能としますので、入札書を郵送または持参して入札することを郵便入札とします。

2 入札の参加方法について

入札への参加については、以下の手続きとなります。

(1) 郵送による場合

ア 郵送の方法

- ・一般書留または簡易書留のどちらかによる郵送となります。
※普通郵便やメール便、特定記録郵便等、その他の方法による入札は受付できません。
- ・入札書の到達期限は、令和7年6月17日（火）午後5時までです。
期限までに到達しない入札書は、棄権（不参加扱い）となります。

イ 郵送先

下記の宛先に送付してください。

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁 県土整備部 建築住宅課 住宅管理担当 宛

(2) 持参による場合

提出期限は、令和7年6月17日（火）午後5時までとし、2（1）イの郵送先まで直接持参してください。

3 入札書の取扱い

当県に到達した入札書は、書換え、引換えまたは撤回することはできませんので、十分に確認のうえ提出してください。

また、入札が中止または取消しとなった場合、入札書は返却しません。

4 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに入札辞退届を書面で当課に提出してください。

ただし、入札書提出後の辞退は認められません。

5 開札の立会い

郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立ち合うことができます。
代理人が立ち会いを希望される場合は立会委任状(任意様式)を持参してください。

なお、開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない県職員が開札に立ち会うこととします。

6 再入札について

入札回数は2回までとします(不落札の場合にのみ、別日に2回目を実施)。

2回目の入札を実施する場合、応札者に対して、直ちに再入札の連絡をします。

7 同額入札の場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。

※当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。